

事例番号:320026

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 33 週 2 日 切迫早産の診断で搬送元分娩機関に入院

妊娠 34 週 5 日 常位胎盤早期剥離疑いで搬送され、切迫早産の診断で当該分娩機関に入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 35 週 3 日

9:15 分娩監視装置で胎児心拍聴取できず、ドップラ法で胎児心拍数 40-50 拍/分台を認める

10:06 胎児機能不全の適応で帝王切開により児娩出

10:07 胎盤娩出、胎盤はほぼ浮いているような状況で、子宮からは剥離胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で臍帯は胎盤の辺縁付着

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 3 日

(2) 出生時体重:2338g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.165、PCO<sub>2</sub> 56.6mmHg、PO<sub>2</sub> 24.8mmHg、

HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 19.6mmol/L、BE -9.3mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管、アトレ

リン注射液投与

(6) 診断等:

出生当日 低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 13 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常があり、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名

看護スタッフ: 助産師 15 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名、小児科医 4 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ: 助産師 3 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、常位胎盤早期剥離の可能性がある。また、臍帯血流障害が原因となった可能性も否定できない。
- (3) 胎児は、妊娠 35 週 2 日 15 時頃から妊娠 35 週 3 日 9 時頃までの間に急激に低酸素状態となり、低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 34 週 5 日胎児機能不全(常位胎盤早期剥離)を疑い当該分娩機関に母

体搬送を行ったことは一般的である。

- (3) 当該分娩機関における入院後の対応(常位胎盤早期剥離を否定し、切迫早産と診断、帝王切開の同意書を取得、連日ノンストレステストを実施し経過観察)は一般的である。

## 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 35 週 3 日、分娩監視装置で胎児心拍が聴取できず、ドップラ法で徐脈が認められた後の対応(医師に報告、超音波断層法実施)、および胎児機能不全の適応で緊急帝王切開術を決定したことは、いずれも一般的である。
- (2) 帝王切開決定から 32 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液投与、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

なし。

#### (2) 当該分娩機関

なし。

### 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

なし。

#### (2) 当該分娩機関

緊急帝王切開術の決定から児娩出までのさらなる時間短縮に向けて、関係各部署で協議することが望ましい。

【解説】 常位胎盤早期剥離において、より早期の児娩出が脳性麻痺を

含む合併症の発症を減ずる可能性があるため、関係各部署合同のシミュレーションを行うなど、連携強化を図ることが望ましい。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。